

規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十二日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立越谷西特別支援学校」を「、埼玉県立越谷西特別支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立

越谷西特別支援学校松伏分校——北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一」を

「埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校

北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目

埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校

比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百

七番地一

に改める。

六十四番一」

別表埼玉県立けやき特別支援学校の項入学資格の欄中「埼玉県立小児医療センターに入院し」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する埼玉県立小児医療センターに入院し、」に改め、「精神疾患等にかかり療養のため」の下に「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」を加え、同表

埼玉県立東松山特別支援学校の項中

小学部	六年		学校教育 害のある 治療施設
中学部	三年		学校教育 害のある 心理治療
高等部	三年	五四	中学部を

法に規定する学齢児童で知的障
者又は児童福祉法（昭和二十二
百六十四号）に基づく児童心理
に入所している者

法に規定する学齢生徒で知的障
者又は児童福祉法に基づく児童
施設に入所している者

卒業した者又はこれに準ずる者

法に規定する学齢児童で知的障
者

法に規定する学齢生徒で知的障
者

卒業した者又はこれに準ずる者

法に規定する学齢児童でこども
アハウス嵐山学園（児童福祉法
十二年法律第百六十四号）第四
二に規定する児童心理治療施設
埼玉県比企郡嵐山町に所在する
心のケアハウス嵐山学園をいう。
）に入所している者

法に規定する学齢生徒でこども
アハウス嵐山学園に入所してい

を

	嵐山学 園分校	高 等 部	中 学 部	小 学 部
中学部		三年	三年	六年
三年		五 四		
学校教育 の心のケ る者	以下同じ	中学部を	学校教育 害のある	学校教育 害のある

に改める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。